



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

332	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
333	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	1
334	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
335	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
336	〃	(").....	2
337	〃	(").....	3
338	〃	(").....	3
339	〃	(").....	4
340	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
341	〃	(").....	4
342	道路の区域変更	(").....	5
343	〃	(").....	5
344	道路の供用開始	(").....	5
345	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	6
346	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	6
347	港湾施設の公示	(港湾空港振興課).....	7
348	〃	(").....	7

○ 公安委員会告示

13	口頭により開示請求をすることができる個人情報	8
----	------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30724013 79	合同会社TryAngle	ヘルパーステーションフレンドリー	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の561	訪問介護	令和 2.3.9	令和 8.3.8

和歌山県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の

規定に基づき公示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30611900 25	合同会社Leben	訪問看護ステーションHanako	和歌山県海草郡紀美野町小畑794番地19	訪問看護	令和 2.3.1	令和 8.2.28
				介護予防訪問看護	令和 2.3.1	令和 8.2.28

和歌山県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400 680	ニチイケアセンター下津	海南市下津町丁字竹ノ下103-1	同行援護	身体障害者 障害児 難病等対象者	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和 2.3.1

和歌山県告示第335号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第336号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第337号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第338号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第339号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第340号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市秋津川字栄谷4032番2地先から同市秋津川字栄谷4032番10地先まで

供用開始の期日 令和2年3月10日

和歌山県告示第341号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字鳥淵3014番1地先から同市中芳養字鳥淵2998番地先まで

供用開始の期日 令和2年3月10日

和歌山県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字中ノ川字細田697番1地先から同町大字高遠井字本ノ前129番7地先まで	旧	4.36 } 9.06	281.00	
同上	新	8.76 } 16.71	281.00	

和歌山県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市馬宿字赤禿129番1地先から同市江川中字壺本松280番3地先まで	旧	7.23 } 17.81	102.50	
同上	新	9.92 } 22.06	102.50	

和歌山県告示第344号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河那賀線

供用開始の区間 紀の川市馬宿字赤禿129番1地先から同市馬宿字赤禿125番1地先まで

供用開始の期日 令和2年3月10日

和歌山県告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

畑（128）、前田（207）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

由良川右支溪（5-383-1-030-1）、由良川右支溪（5-383-1-030-2）、由良川右支溪（5-383-1-031）、由良川右支溪（5-383-1-032-1）、由良川右支溪（5-383-1-032-2）、由良川右支溪（5-383-1-033）、由良川右支溪（5-383-1-034）、由良川右支溪（5-383-2-006）、由良川左支溪（5-383-2-015）、由良川左支溪（5-383-2-016-1）、由良川左支溪（5-383-2-017）、由良川左支溪（5-383-2-020）、江ノ駒1（5-383-1-025）、由良川右支溪（5-383-1-026）、由良川右支溪（5-383-1-027）、大谷川左支溪（5-383-1-049）、西谷川左支溪（5-383-1-050）、池奥谷（5-383-1-051）、白木川（5-383-1-052）、大谷川左支溪（5-383-2-021）、門前（Ⅰ-910）、門前3（Ⅰ-2276）、門前1（Ⅱ-4125）、門前2（Ⅱ-4126）、門前（101）（Ⅱ-50624）、門前（102）（Ⅱ-50625）、門前（104）（Ⅱ-50627）、中（101）（Ⅱ-50629）、中（102）（Ⅱ-50630）、中（103）（Ⅱ-50631）、中（104）（Ⅱ-50632）、中（10

- 5) (Ⅱ-50633)、門前5(Ⅲ-2571)、網代・網代(2)・網代(3)(Ⅰ-912)、阿戸・白木(Ⅰ-918)、江ノ駒(2)(Ⅰ-922)、江ノ駒(1)(Ⅰ-923)、白木(Ⅰ-2275)、阿戸2(Ⅰ-3964)、阿戸3(Ⅰ-3965)、江ノ駒1(Ⅱ-4127)、江ノ駒2(Ⅱ-4132)、江ノ駒3(Ⅱ-4133)、阿戸4(Ⅱ-4140)、阿戸白木(Ⅱ-4141)、阿戸5(Ⅱ-4142)、阿戸6(Ⅱ-4143)、江ノ駒5(Ⅱ-4148)、江ノ駒(101)(Ⅱ-50634)、江ノ駒(102)(Ⅱ-50635)、江ノ駒(104)(Ⅱ-50637)、江ノ駒(105)(Ⅱ-50638)、江ノ駒(106)(Ⅱ-50639)、江ノ駒(107)(Ⅱ-50640)、江ノ駒(108)(Ⅱ-50641)、阿戸(101)(Ⅱ-50642)、阿戸(102)(Ⅱ-50643)、阿戸(103)(Ⅱ-50644)、江ノ駒6(Ⅲ-2578)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

由良川左支溪(5-383-2-016-2)、由良川左支溪(5-383-2-019)、門前(103)(Ⅱ-50626)、門前(105)(Ⅱ-50628)、江ノ駒(103)(Ⅱ-50636)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第347号

県が管理する港湾施設を港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
和歌山下津港	雑賀崎緑地施設	和歌山市雑賀崎字泊り新開2017番2	その他施設	多目的広場1箇所、テニスコート2面、駐車場1箇所、トイレ1棟

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。

和歌山県告示第348号

県が管理する港湾施設を港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
新宮港	佐野旅客上屋	新宮市佐野字下地21 37番地	待合所	延床面積 288.14㎡

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部管理保全課に備え付ける。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第13号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

令和2年3月10日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
令和元年度第3回和歌山県警察会計年度任用職員採用試験	令和元年度第3回和歌山県警察会計年度任用職員採用試験における種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	令和2年3月10日（火）午後3時から1月間（和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に限る。）	和歌山県警察本部